

事 務 連 絡  
平成21年1月13日

関係各位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課自立支援医療係長

自立支援医療における利用者負担の平成21年4月以降の取扱いについて

標記について、別添のとおり、各都道府県、指定都市、中核市自立支援医療（精神  
通院・更生・育成）担当係長あて事務連絡を発出したのでご連絡します。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課自立支援医療係 平野・林  
T E L : 03-5253-1111 (内線 3057)  
F A X : 03-3593-2008  
Email : jiritsuiryou@mhlw.go.jp

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 1 月 9 日

各都道府県、指定都市、中核市

自立支援医療（精神通院・更生・育成）担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課自立支援医療係長

### 自立支援医療における利用者負担の平成 2 1 年 4 月以降の取扱いについて

自立支援医療につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

障害者自立支援法に基づく自立支援医療の利用者負担については、障害者自立支援法施行令（以下「政令」という。）附則第 1 2 条及び第 1 3 条において、平成 2 1 年 3 月 3 1 日を期限とする経過的特例を設けているところですが、①政令附則第 1 2 条、第 1 3 条第 1 項及び第 1 3 条第 2 項第一号については、平成 2 1 年 4 月 1 日以降も経過的特例の期限を延長する予定であり、②政令附則第 1 3 条第 2 項第二号及び同条同項第三号については、同第二号で規定している額四万二百円を一万円、同第三号で規定している額一万円を五千円に拡充するとともに、平成 2 1 年 4 月 1 日以降も経過的特例の期限を延長する予定としております。

併せて、育成医療及び更生医療のいわゆる「重度かつ継続」に該当する者については、「障害者自立支援法施行令第 3 5 条第 1 項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 1 8 年 3 月 2 8 日厚生労働省告示第 1 5 8 号）」において、「腎臓機能障害、小腸機能障害又はヒト免疫不全ウイルスに免疫機能障害を有する者」と定めているところですが、平成 2 1 年 4 月 1 日以降は「腎臓機能障害、小腸機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）又はヒト免疫不全ウイルスに免疫機能障害を有する者」に改正する予定としております。

なお、今回の利用者負担の見直しに伴って支給認定の変更手続きが発生することになりますが、国会における平成 2 1 年度予算案の審議状況に合わせて政省令及び告示等の改正作業を行うことから、各担当者におかれましては、平成 2 1 年度予算案の成立後速やかに自立支援医療受給者証の発行等を行うことができるようにする観点から、別紙を参考の上、あらかじめ変更作業を開始し、準備していただくよう、管内の各関係機関への周知を行っていただくとともに事業の適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、各都道府県担当者におかれましては、管轄市町村担当者に本事務連絡を周知していただくよう併せてお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課自立支援医療係 平野・林  
T E L : 03-5253-1111 (内線 3057)  
F A X : 03-3593-2008  
Email : jiritsuiryuu@mhlw.go.jp

## ＜職権による支給認定の変更について＞

経過的特例の期限延長に伴って現在、支給認定障害者等（以下「受給者」という。）が所持している自立支援医療受給者証の有効期間を延長するなど変更を行う必要が生じることになるが、利用者負担の軽減及び事務の簡素化の観点からも、「自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）に定める申請書等（別紙様式第1号・第3号）、医師の診断書等（別紙様式第6号、第7号、第8号）及び所得の状況を証明する書類の提出を求める必要がない職権による変更が可能となるよう障害者自立支援法施行規則第44条を次のとおり改正を行う予定である。

## ○施行規則第44条（案）

法第56条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 ～ 三 （略）

四 第41条第七号に掲げる支給認定の有効期間（・・・補足記載・・・）

## ＜事務処理方法について＞

- ①「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」については、当初（現在支給認定しているもの）の支給認定開始日から起算して1年以内の日が属する月の末日（かつ医療が必要な期間として知事等が認める期間）を支給認定の有効期間とする「自立支援医療受給者証（実施要綱別紙様式第2号。以下「受給者証」という。）」及び延長した期間の「自己負担上限額管理票（実施要綱別紙様式第4号。以下「管理票」という。）」を新たに作成していただきたい。
- ②「育成医療を受給している中間所得層の者」については、平成21年4月以降の負担上限月額が中間所得層1は五千元、中間所得層2は一万円となるよう受給者証や管理票を新たに作成していただきたい。
- ③上記の①、②に該当する新たな受給者証等を受給者に対して発行する時期については、現在の政省令では行えないことから、本改正を盛り込んだ政省令の公布後に速やかに行っていただきたい。
- ④「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」で、経過的特例に係わらず支給認定終了日が平成21年3月31日となっている者又は上記の①に該当する者から平成21年4月以降を支給認定開始日とする支給認定のための申請書の提出があった場合の申請書は受理して事務処理を行っていただくが、当該支給認定に係る受給者証等の発行については改正後の政省令公布後に行っていただきたい。

- ⑤経過的特例に該当する者で平成21年3月30日以前に支給認定の有効期間が終了する者に限り、引き続き自立支援医療を受給するために申請書を提出してきた場合は、現在の政省令のとおり平成21年3月31日までの支給認定を行ったうえで、平成21年4月1日以降の支給認定については上記の①、②のとおり職権において延長を行っていただきたい。
- ⑥経過的特例に該当する者で平成20年度内に新規申請のための申請書の提出があった場合も、上記の⑤と同様の取扱いとしていただきたい。
- ⑦現在、受給者が所持している受給者証及び管理票の取扱いについては回収する又は支給認定障害者等に対して受給者証及び管理票の破棄を確実に行うよう周知するなど適宜の方法を各自治体の判断で採られても差し支えないものとします。
- ⑧上記の①に該当する者が既に取得した診断書については、次回の申請に使用しても差し支えないものとします。

#### <参 考>

平成20年12月25日に実施した障害保健福祉関係主管課長会議で報告したとおり精神通院医療の申請に必要な診断書については、「毎年提出」から「2年に1度の提出」に改正する予定ですが、支給認定開始日が平成22年4月1日以降の申請（平成21年度内に診断書に基づく支給認定（手帳同時申請も含む。）を受けている者に限る。）から適用する予定ですので、当面の間は従来どおりの取扱いとしてください。

なお、申請者の所持している手帳が診断書（手帳用）に基づいて交付されたものであり、その有効期間が支給認定日の時点で1年以上残っている手帳に基づいて支給認定を受けている者については適用しないので、今後も従来どおりの取扱いとしてください。

# 自立支援医療の対象者、自己負担の概要 (案)

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）
2. 給付水準：自己負担については1割負担（ 加色部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

	一定所得以下	中間所得層	一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割) 3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税 (所得割))
生活保護 負担0円			
低所得1 負担上限額 2,500円		中間所得層 負担上限額 医療保険の自己負担限度額 直成医療の経過措置 → <拡充したうえで延長> 負担上限額 40,200円 → 10,000円	一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
低所得2 負担上限額 5,000円		重 度 か つ 継 続(※) 中間所得層1 負担上限額 5,000円	<延長> 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円
		中間所得層2 負担上限額 10,000円	

※1：「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
  - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
  - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・ 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の免疫療法に限る）<下線部を追加>
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

※2：精神通院医療における診断書の取扱いについて

- ・ 精神通院医療の支給申請の際の診断書の提出頻度を従前の「2年に1度」に戻して欲しいとの声が大いことを踏まえ利用者負担の軽減の観点から見直す。